

令和4年長浜市農業委員会9月定例総会会議録

令和4年9月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（16人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	8番 森 勘十
	9番 橋本 治太郎	10番 村方 義昭
	11番 伊藤 泰子	12番 尚永 稔
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

7番 廣部 重嗣	14番 北川富美子
15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第86号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第87号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第88号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第89号	農用地利用集積計画案について
議案第90号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

1 番 八若 和美 20番 西橋 絹子

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年9月定例総会を開催させていただきます。秋の収穫が始まり、皆様方には大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。心配していました台風11号も大きな影響もなく通りすぎ、本当によかったと思いき、ただいま発生しています台風12号、13号についても、今後、収穫や被害などがないようにと思うところでございます。先月の総会では二矢委員の方から報告いただきました、高時川沿いの豪雨災害では甚大な被害が出たことを、森林田園整備課から議会において報告されました。下丹生地区、上丹生地区、中河内地区、古橋地区、馬上地区で290筆、約330反の圃場に土砂が流入しました。今後、国の災害査定を受け、冬までに撤去を完了する予定で進められると聞いております。また、8月から会期を約1年とする通年議会となり、現在9月定例月議会が開催されています。農業振興課では、近年のコメの需要減少と米価下落に加え、原油価格の高騰や、原料輸入停滞等に伴う農業用燃油および化学肥料の価格高騰などにより、農業生産コストが増大し、営農に大きな影響が生じている農業者に対し、燃油および肥料の高騰分の一部を支援するための議案を上程されています。昨年度の意見具申でも強く要望していた一つが検討されています。この支援が農業経営の影響を少しでも緩和し、本市の農業生産の持続的発展を図れることを期待しています。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の内16名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、8月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。今月の審議事項につきましては3条申請が11件、4条申請が5件、5条申請が7件と、農用地利用集積計画案の決定、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る9月5日に当番委員、10番の村方義昭委員、11番の伊藤泰子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

本日もですが、大変暑い日が続き、熱中症にも気を付けないといけない中、新規感染者数が減少してきたとはいえ、新型コロナウイルス感染症対策も続けていかななくてはならない状況です。ニュースなどを見ておりますと、安倍元総理大臣の国葬問題、オリンピック献金問題、値上げ問題と、明るいニュースが見当たりません。我々、農業者にとっても経費が高くなるので考えてしまいます。農業委員会におきましても、なんとか今年度の農業情勢が良くなるように進めていきたいと思っております。農地利用最適化推進委員と、遊休農地を減らそうとお話ししてはおりますが、難しい問題が山積みとなっており、なかなか減りません。農業をしようという若者が出てこない。育成が難しい情勢となっております。皆様の日々の推進活動で、良い方向へ向かっていければと思っております。

本日の欠席通告欠席委員の報告、7番の廣部重嗣委員、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員の欠席通告をいただいております。

本日の議事録署名委員報告、1番の八若和美委員、20番の西橋絹子委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしく申し上げます。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年9月12日、長浜市農

業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、小堀町地先、田1筆、552㎡、畑1筆、165㎡、合計717㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西と南は宅地と番号2の転用地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、小堀町地先、田2筆、200㎡、畑3筆、293㎡、合計493㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地と番号1の転用地、西は里道、南は里道、原野、北は宅地と番号1の転用地です。

番号3、土地の表示、小堀町地先、田2筆、514㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は番号1の転用地、北は宅地と届出人所有畑です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年9月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田1筆、2,131㎡、畑2筆、49㎡、合計2,180㎡を売買により分譲宅地、通路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地と里道、西は宅地、南は宅地、北は河川敷地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年9月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計4筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田4筆、8,780㎡の解約です。番号1は農地法による解約、番号2から番号4は相対による利用権の解約で、全て耕作目的、中間管理機構への貸付による解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第86号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第86号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年9月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が11件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、湖北高田町地先、田3筆、1,722㎡のうち1,379.656㎡を地上権にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、令和元年9月に営農型太陽光発電施設として3年間の一時転用許可がされており、現地確認をしたところ、当時の計画どおり太陽光パネルの下で榊の栽培をされている様子でした。今回の申請は、後程上程します、農地法第5条申請、番号1の営農型太陽光発電施設のパネル部分の一時転用期間満了の更新に伴う地上権の設定の案件です。営農者と発電事業者が異なる営農型太陽光発電施設の許可に関しては、農地転用許可に合わせて、地上権の設定に係る農地法3条許可が必要なることから、今回の申請に至ったものです。地上権の設定に係る農地法第3条については、耕作を伴わないものであるため、農地法第3条第2項の規定に基づく審査は不要であります。設置された物件による営農への支障がないことが許可の条件となります。

申請農地への営農への支障がないかどうかにつきましては、農地法第5条申請の添付書類から営農への支障はないものと判断しております。このことから、農地法第3条の許可要件を満たしているものであることをご報告いたします。

番号2と番号3は関連がありますので併せて説明します。番号2、土地の表示、湖北町速水地先、田1筆、2,175㎡と、番号3、土地の表示、湖北町速水地先、田1筆、2,175㎡を交換にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、水稻が作付けされていました。譲渡人と譲受人はお互いの作業効率を考え、申請地を交換する話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、大井町地先、畑1筆、146㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜が作付けされていました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、石田町地先、田1筆、1,038㎡、畑1筆、19㎡を使用貸借にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と畑で、現地確認をしたところ、半分程野菜の作付けがされており、不耕作地の部分も容易に耕作が再開できる状態でした。本案件は8月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号6、土地の表示、小室町地先、田3筆、1,239㎡、畑1筆、505㎡を売買にて権利を取得されるものです。

申請地は白地の田と畑で、現地を確認したところ、一部野菜が作付けされており、不耕作地の部分も容易に耕作が再開できる状態でした。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、寺師町地先、畑4筆、830㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、不耕作地でしたが容易に耕作が再開できる状態でした。本案件は8月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号8、土地の表示、余呉町文室地先、畑2筆、859㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、不耕作地でしたが容易に耕作が再開できる状態でした。本案件は8月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号9、土地の表示、加田町地先、畑1筆、115㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜が作付けされておりました。本案件は8月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号10、土地の表示、高月町井口地先、畑1筆、298㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、不耕作地でしたが容易に耕作が再開できる状態でした。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号11、土地の表示、木之本町北布施地先、田1筆、57㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地を確認したところ、水稻の作付けがされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し、隣地を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から11につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありませんとおおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第86号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第86号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第86号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第87号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第87号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年9月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第87号につきましては、今月の締切までに5件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、さる8月22日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和4年9月5日に、10番の村方義昭委員、11番の伊藤泰子委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、高月町東物部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、高月町東物部地先、畑、42 m²、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人の先代が戦前より、物置と便所を建築されていたもので、現在に至っております。今回、申請人が所有財産の整理のため登記簿を確認していたところ、地目が農地であることが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、農地へ影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、鳥羽上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、鳥羽上町地先、畑3筆、670m²、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和41年頃に申請人の先代が住宅を建設され、現在に至っております。今回、申請人が当該地及び住宅の売却を検討しており、その準備のために登記簿を確認したところ、地目が農地であることが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、農地へ影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、土地周辺地に居住する者が日常生活に必要な施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

す。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、永久寺町地先、畑、142㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は農地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。今回、申請人が自宅周辺に止めていた駐車スペースが手狭になったため、自宅前の該当地を自家用駐車場として整備するために申請されたものです。なお、同駐車場については、後に説明します5条申請案件の敷地と合わせて駐車場を整備される計画となっております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、加田町地先、畑、261㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和36年頃に申請人の先代が住宅を建設され、現在に至っております。今回、申請人が当該地及び住宅の売却を検討しており、その準備のために登記簿を確認したところ、地目が農地であることが判明したため申請されたものです。なお、敷地の一部は畑となっておりますが、その畑については、今回、花壇として整備される計画を立てておられます。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地北側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、土地周辺地

に居住する者が日常生活又は業務上必要な施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、永久寺町地先、畑、230㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。今回、申請人が、地元の事業者から重機等を駐車している敷地が手狭になったため、駐車場として事業所周辺の該当地を借りたいとの申出を受けて、貸駐車場として整備するために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第87号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(森川委員)

番号3についてお聞きします。写真を拝見すると砂利などが敷いてあり、すでに駐車場に見えます。顛末案件ではないのですか。

(事務局)

以前、こちらには住宅が建っておりましたが、2、3年ほど前に撤去されております。駐車場として使用されておらず、現状はそのままの状態です。畑として耕作出来ない事はないのですが、実際はそこまで使用していないと地権者さんから伺っております。

(森川委員)

はい、わかりました。

(会長)

私からお聞きします。同じく番号3についてお聞きします。本来の状態に戻すということでしたら、畑に戻すということになるのではないのですか。

(事務局)

今回、住宅としての申出であれば、顛末案件とかたちで処理するのが通常ですが、住宅はすでに撤去されており、現況、畑の状態までは戻ってないかもしれませんが、建物はなく、顛末書まではいただかないというかたちで整理をさせていただいております。

(將亦委員)

同じく番号3についてお話しします。宅地だったところその建物を解体し、畑として耕作

しているのならば登記地目を畑にしなければいけませんが、こちらについては無断で住宅が建っておりましたが、現状に戻し、植え付けしたら野菜などは耕作できる状態ですので、事務局といたしまして、農地のままで転用目的を駐車場とした申請を受けたこととなります。建物があり、それを駐車場へ転用という話になれば顛末書をつけていただくのだと思いますが、現状、宅地でもないし、農地にも見えるというようなことなので、そのまま受付ということなので、妥当じゃないかと思い、調査委員会では判断しました。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第87号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第88号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第88号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年9月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第88号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第87号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、湖北高田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、営農型太陽光発電施設の設置は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告いただきます。

(伊藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北高田町地先、田3筆、1722㎡の内25.58㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を営農型太陽光発電施設とした一時転用の更新申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地では太陽光発電パネルの下で、認定農業者である借主が、現在、榊の作付けを行っておられます。作付けから3年が経過し、順調に生育すれば4年後には出荷できるようになると見込まれます。雨水の排出が早くできるよう敷地内に溝切を行うとともに、除草等の農地管理はこまめに行われており、また、営農型太陽光発電施設の営農への影響見込みについて、特段の不都合な点はないとの専門家からの意見書も提出いただいています。今後も営農が適切に継続いただけると判断できるため、営農型太陽光発電施設に伴う一時転用の更新について、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、上八木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員さんよりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、上八木町地先、畑2筆、175㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は里道、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。貸主である祖父から土地を借り受けて、借主である孫が、実家の跡地及び隣接の畑に住宅を建築する計画を立てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路脇の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、土地周辺地に居住する者が日常生活に必要な施設は例外的に許可できることから、許可相当と判断し

ました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けておりました。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、永久寺町地先、畑、69㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。借主は申請地のすぐ北の自己所有地を埋め立てて、自家用駐車場を整備される予定で、先ほど説明しました4条申請の敷地と合わせて駐車場を整備される計画を立て、このたび土地を借り受ける話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けておりました。本案件の詳細につきましては、村方委員さんよりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、木尾町地先、畑、95㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は里道、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は自家用駐車場を拡大する計画を立て、隣接敷地の所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、農地へ影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、中野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けておりました。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、中野町地先、田1筆、畑2筆、317㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲渡人の先代が、昭和55年に住宅を増築した際、駐車場、庭、進入路を整備されており、このたび、空き家の売買の手続きを進めていたところ、該当地の地目が農地であったことが判明し、申請されたものです。なお、敷地の一部は畑となっておりますが、その畑についても、今回、駐車場として整備される計画を立てておられます。

現地調査を行った結果、隣接に農地がなく、農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、高月町東物部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員さんよりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、高月町東物部地先、田、498㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。貸主である母親から土地を借り受けて、借主である子が、母親の実家近くに住宅を建築する計画を立てられ、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側の道路側溝に排出できる計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、鍛冶屋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、鍛冶屋町地先、畑、466㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は里道、南は里道、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地南隣の農地付き空き家を購入される予定で、本市に転入すると同時に、民家再生を手がける個人事業を開始される予定で、その資材等の置場が必要となり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第88号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(將亦委員)

この頃、農地等調査委員会で顛末案件がかなり出てきております。先代が住宅を建て、売却を目的として調査したら転用申請が出されてなかったというお話ですが、昭和30年から40年代に建設され、先代がお亡くなりになっておられるのであれば、昭和の終わりから平成の中頃には相続登記ができていたと考えられます。相続されて、個人で手続きなどするのはなかなか難しいと思いますので普通は司法書士事務所へ依頼されているはずと考えます。通常ならば、土地の所在、登記地目、建物の有り無しなど、相続書類を作成される時に判明するのではないかと考えます。そういうことから、近年、農地等調査委員会では、農業委員会として司法書士会へ、相続手続きをするときに農地に建物が建っていると判明したときには、その依頼人の方に、早急に農地転用の手続きをするよう伝えていただくような支援要請を出したらどうかと考えている。皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。平成21年に農地法の大改正があり、農地を相続された場合は農業委員会に必ず届出を出すということが決まり、それ以前においてはそういうものはありませんでしたので、現況で建物等があっても全くわからない状態でした。それ以降、届出があるものに関しましては、農地台帳と航空写真で確認をし、課税上宅地・雑種地になっているものに関しまして、届出書はほとんど司法書士を通じて出てきますので、早々に適切な処理をしてほしいということをお願いの方に伝えてほしいとこちらから指導はさせていただいております。ただ全て、届出が出ているわけではないので、どのよ

うにしていけばいいのか、一度、局内で相談させていただき10月総会で報告させていただきます。

(会長)

よろしくお願いたします。

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第88号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第89号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第89号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年9月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が3人で、筆数は3筆、面積で、4, 232㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者1人、取得者1人、筆数は2筆、面積は1, 166㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの利用権設定について、と記載されている番号1から番号3につきましては、全て相対により地元農業者に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの所有権移転について、と記載されている番号1、2につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。また、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第89号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移りたいのですが、私が参与制限対象委員に該当しますので、この件の裁決につきましては、将亦会長職務代理にお願いいたします。

(将亦会長職務代理)

それでは諮問をうけました、議案第89号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(将亦会長職務代理)

はい、ありがとうございます。賛成は多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

では議事進行を会長に戻させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

次に、議案第90号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第90号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年9月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う、指定の解除を行う別段の面積について、別紙の取り消し線の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。また、今回は新規の指定はありません。

以上をもちまして、議案第90号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第90号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第90号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり

設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年9月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年10月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年10月11日、火曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和4年10月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年10月3日、月曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、12番の尚永委員、14番の北川委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくをお願いします。

4点目、令和4年9月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年9月21日、水曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、2番の中川委員、17番の小畑委員です。よろしくをお願いします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)